

平成29年度 橋本高等学校 不祥事ゼロプログラム

橋本高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

橋本高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。取り組み内容については不祥事防止会議で原案を策定し、全職員から意見を聴取してプログラムを決定する。

尚、実施責任者は、不祥事防止のために全職員を対象とした個別面談を行う。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

① 目標：教育公務員としての自覚を持ち、公務外非行を未然に防止する。

② 行動計画

ア 「不祥事防止3か条」「職員行動方針」を周知徹底し、公務員としての倫理意識の徹底と共有化を推進する。

イ 職員啓発資料などを活用し、法令遵守意識の向上を進め、公務外非行の防止を徹底する。

ウ 風通しの良い職場づくりを推進し、日常的に職員同士がお互いに気付いたことを気兼ねなく注意し合うことができる環境をつくる。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

① 目標：人権に配慮し、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

② 行動計画

ア わいせつ・セクハラ行為防止についての職員啓発資料やヒヤリハット事例集等を活用した、全職員対象の職場研修を実施する。

イ 「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の収集・登録・管理・廃棄を適切に行い、携帯電話等は教育指導上必要な、緊急性を要する業務上の連絡に限って使用するよう徹底する。

ウ 密室化しないような環境の整備を行い教科準備室等の適切な利用を徹底する。

エ 生徒や職員からの相談窓口を周知徹底し、被害者の人権を最優先とした体制の確立を図る。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

① 目標：生徒の人権を尊重し、体罰や不適切指導の発生を未然に防止する。

② 行動計画

ア 体罰は決して行ってはならない行為であることを全教職員が理解するとともに、体罰防止ガイドラインを活用した研修会を実施する。

イ 教職員一人ひとりが体罰によらない指導を徹底するとともに、教職員間での相互チェックの体制を整えるなど、体罰を許さないという環境を整備する。

ウ 生徒に対し、不適切な行為を受けた際の相談体制を周知させ、組織的な対応を図る。

(4) 入学者選抜業務における事故の防止

① 目標：入学者選抜における事故を未然に防止する。

② 行動計画

ア 平成30年度入学者選抜制度実施に向け、マニュアルを整備し、手順やチェック項目の確認等の徹底を図る。

イ マニュアル及び各種規定の遵守を徹底するため、全職員対象の研修を実施する。

(5) 成績処理及び取扱いに係る事故防止

① 目標：成績処理に係る確認作業を適正に行い、事故を未然に防止する。

② 行動計画

ア 調査書・通知表発行、システム出入力方法についての研修を実施する。

イ 日頃からの業務チェック体制を整備し、手順やチェック項目などのマニュアル整備に万全を期すとともに、業務実施時には各段階の注意点を明示し、注意喚起を重ねる。

(6) 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

① 目標：進路関係書類の作成・取扱いにおいて適切な業務遂行の体制を整え、事故を未然に防止する。

② 行動計画

ア 職員啓発資料等をもとに、職員研修を実施する。

イ 書類の決裁手順や書類の管理体制を再整備し、書類への記載ミスや誤送付及び提出期日の失念などを未然に防ぐ。

ウ 業務遂行における点検は複数の目で、複数回確認を行い、チェック体制の記録を徹底することで、事故防止に対する責任の明確化を目指す。

(7) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

① 目標：個人情報の流出を未然に防止するとともに、各種情報の管理を徹底する。

② 行動計画

ア 外部記録媒体の扱いについての研修を実施

イ 携帯電話等への個人情報の登録についての研修を実施。

ウ 成績処理の時期に研修を実施し、注意を喚起する。

(8) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

① 目標：交通事故の発生、酒酔い、酒気帯び運転の発生をゼロにする。

② 行動計画

ア 年末年始の時期にタイミングを合わせ、飲酒（酒気帯び）運転に関する研修を実施する。

イ 職員会議時に交通事故防止の研修を実施する。

(9) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

① 目標：業務執行を適正に行い、生徒の進学・就職・奨学金などの出願資格の見落としや書類記載ミスに係る事故を未然に防止する。

② 行動計画

ア 事務室全般業務、窓口業務、対生徒・保護者業務の相互の十分な連携による業務協力体制作りを図る。

イ 提出書類の整理に努めるとともに、書類発行や提出の時期の確認を複数の目で行う。

ウ 学年と所轄グループとの連携を深め、生徒の書類記載事項についてのチェック体制の整備を図り、記載ミスや提出期日の失念などを未然に防ぐ。

(10) 会計事務等の適正執行

① 目標：会計事務を適正に行い、事故を未然に防止する。

② 行動計画

ア 私費会計基準に関する研修を実施する。

イ 会計監査、財務事務調査での指摘事項等を参考に、私費会計基準に則った会計処理を励行する。

ウ 各会計の適切な会計処理(通帳管理、入出金時の伝票の起案)や、保護者への周知・報告等を着実に実施する。

3 検証

(1)第1回検証

2に規定する行動計画について、10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2)第2回検証

2に規定する行動計画について、2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3)第3回検証

2に規定する行動計画について、3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成28年度における橋本高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の(3)の検証を踏まえ、実施結果を取りまとめのうえ、ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。